

保証人について

本組合では、組合の皆さん、及びそのご家族の生活の安定と福祉の増進を目的として、組合員の臨時の支出に必要な資金や住宅又は土地の取得のために必要な資金の貸付けを行っております。

貴重な年金資金を原資として貸付事業を行う上で、問題となるのは貸付の不良債権化^(注)です。

(注) 回収が困難となった債権であり、元本又は利息の支払いが3ヵ月以上滞っている場合や、当初の条件どおりに返済できない場合の債権

奈良県では、全国的にみて不良債権化してしまった貸付けが多い状況です。

そこで、今回から数回にわけて「不良債権化防止のために」を掲載しますので、正しい知識を身につけていただき、ご自分の財産を守るためにもご注意ください。

第1回目は「破産」(貸付が不良債権化する原因の1つ)の原因として大きな部分を占める保証人(金融機関等の債権者と保証契約によってなされるものを指す。)についてご紹介いたします。

●保証人と連帯保証人の違いについて

保証人

「主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う者」(民法 446 条)と規定され、以下の3つの権利が与えられる。



- 催告の抗弁権 (民法 452 条) : 債権者が債務者よりも先に保証人に支払い請求してきた場合、自分より先に債務者に請求するよう言う権利。
- 検索の抗弁権 (民法 453 条) : 債権者から保証人が請求を受けた際に、債務者に財産があることを証明し、その請求を拒否できる権利。
- 分別の利益 (民法 456 条) : 保証人が複数名いる場合、一人が負うべき保証債務は頭数を平等に分けて分担した金額のみとなる。

連帯保証人

債務者とともに債務返済の責任を負う者であり、保証人がもつ3つの権利は与えられていない。よって、債権者からいついかなる場合に請求を受けても拒否できず、債務の全額を保証しなければならない。

上記のとおり、「保証人」と「連帯保証人」には大きな違いがあります。どちらの保証人になるにせよ、責任が重いことには変わりありませんが、特に「連帯保証人」は債務者と同等の立場で重い責任を負うこととなります。

今後もしも、「連帯保証人になってほしい」と頼まれた場合、安易に引き受けずリスクを考えてください。それが、ご自身やご家族、財産を守ることに繋がります。

